

もうすぐはじまる

1人に1つ。 マイナンバー

10月から、あなたにもマイナンバー（12ケタの個人番号）が通知されます。
法人には、法人番号（13ケタ）が通知されます。

マイナンバーとは

国民一人ひとりが持つ12ケタの個人番号のことです。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）です。

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



◆3つのメリット

1 面倒な手続きが簡単に

利便性の向上

- 年金や福祉などの申請時に、用意しなければならない書類が減ります。
- 行政機関にある自分の情報を確認したり、行政サービスのお知らせをスムーズに受け取ることができるようになります。

2 手続きが正確に早く

行政の効率化

- 行政機関での作業の無駄が削減され、手続きがスムーズに。
- 被災者台帳の作成などにより、迅速な行政支援が期待できます。

3 給付金などの不正受給の防止

公平・公正な社会の実現

- 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、適正・公平な課税につながります。
- 年金などの社会保障を確実に給付し未払い・不正受給を解決します。

◆今後のスケジュール

平成27年
10月から

「通知カード」で
マイナンバーを
お知らせします

住民票の住所に簡易書留で「通知カード」が届きます。

注意！ 通知を確実に受け取りいただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる場合は速やかに住まいの住所に住民票の異動をお願いします。

「通知カード」の受け取り後、「個人番号カード」の申請ができます。

平成28年1月から

社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。
申請者には「個人番号カード」を交付します。

平成29年1月から

国の行政機関の間で情報連携を開始します。
マイナポータルが開始予定です。※自宅のパソコンから様々な情報を取得できる個人用サイト

平成29年7月から

地方公共団体等も含めた情報連携を開始します。

☞ 「通知カード」は紙製のカードで個人番号、住所、氏名、生年月日、性別が記載されており、今後の様々な手続きに必要なものですので大切に保管してください。

「通知カード」と一緒に送られてくる申請書に顔写真を添え、郵送するなどして「個人番号カード」を無料で取得することができます。「個人番号カード」の取得は任意となっており、交付の際には引き換えに「通知カード」を窓口で返納します。

「個人番号カード」はICチップがついており、イータックス等の電子申請が行える電子証明書が搭載され、顔写真もあるので本人確認のための身分証明書としても利用できます。詳しくは来月号に掲載いたします。

◆民間事業者の皆さまもマイナンバーを取り扱います

平成28年1月以降、従業員などの健康保険や厚生年金の手続きや源泉徴収の手続きなどでマイナンバーを記載する必要があります。このため、マイナンバーに対応したシステムの開発・改修やマイナンバーの取り扱いに関する取り決めなどを準備する必要があります。詳しくは、マイナンバーの公式サイト等でご確認をお願いします。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

050-20-0178 [全国共通ナビダイヤル]
(平日9:30~17:30 土日祝日・年末年始を除く)

公式サイト

マイナンバー

検索